

広島県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
寺家内科クリニック	東広島市西条町寺家六六一番地一	平成二十九年四月一日
医院 歯の健康ドクター	東広島市高屋町高屋東二三八九一	平成二十九年四月六日
井野口訪問看護ステーション	東広島市西条中央四丁目二番四〇号	平成二十九年五月一日
谷崎歯科クリニック	安芸郡府中町本町四丁目五―三七	平成二十九年五月一日